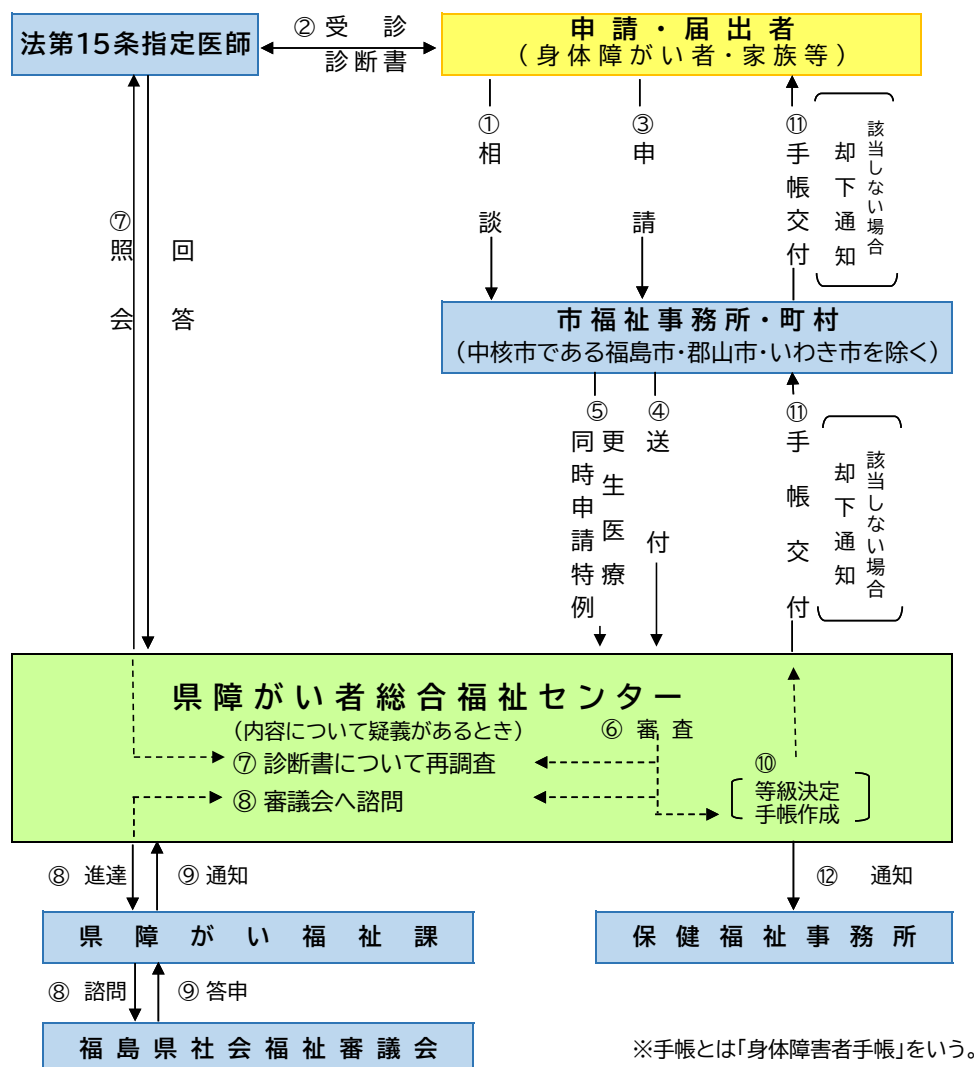


身体障害者手帳交付事務の流れ



- ① 手帳交付について、市町村の福祉関係窓口で相談します。
- ② 手帳交付の要件に該当すると思われる場合、身体障害者福祉法第15条の指定医師の診察を受け、診断書の交付を受けます。
- ③ 申請書・診断書などの関係書類を市町村に提出します。
- ④ 市町村から、県障がい者総合福祉センターに申請書が送付されます。
- ⑤ 内部機能障がい等により更生医療給付を受けるため、緊急に手帳を必要とする場合は更生医療給付申請と手帳交付申請を同時に行います。
- ⑥ 認定基準により内容を審査します。
- ⑦ 診断書に疑義があるとき、診察した医師に照会します。
- ⑧ 診断書の等級意見と認定基準とに相違がある場合、県障がい福祉課を通して福島県社会福祉審議会に諮問します。
- ⑨ 福島県社会福祉審議会で審査し、等級認定について答申します。
- ⑩ 認定基準、福島県社会福祉審議会答申に基づき等級が決定し、手帳が作成されます。
- ⑪ 市町村を通して、申請者に等級決定通知及び手帳が交付されます。
(手帳交付要件に該当しない場合は、却下通知が送付されます。)
- ⑫ 各保健福祉事務所に手帳交付について通知をします。